(7)　この条の規定の適用上、欧州連合又は第四条(3)に規定するその他の政府間機関の場合には、輸出とは、欧州連合又は当該その他の政府間機関の域内を含む全ての仕向地への輸出の合計を含むものをいい、輸入とは、欧州連合又は当該その他の政府間機関の域内を含む全ての出発地からの輸入の合計を含むものをいう。

(8)　票の配分は、理事会が各コーヒー年度の当初にこの条の定めるところにより決定するものとし、(9)に定める場合を除くほか、当該コーヒー年度中効力を有する。

(9)　機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権が第二十二条に定めるところにより停止され、若しくは回復される場合には、理事会は、この条の定めるところにより、票を再配分するための措置をとる。

(10)　いかなる加盟国も、その属する区分において三分の二以上の票を有してはならない。

(11)　票数は、一未満の端数を伴ってはならない。

第十四条　理事会の投票手続

(1)　加盟国は、自国の有する全ての票を投ずる権利を有するが、投票に当たって票を分割してはならない。もっとも、(2)の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投ずることができる。

(2)　加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の会合において、自国の利益を代表し、及び自国の投票権を行使することを書面により委託することができる。

第十五条　理事会の決定

(1)　理事会は、全ての決定及び勧告をコンセンサス方式によって行うよう努める。理事会は、コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、投票する加盟輸出国の投ずる票の七十パーセント以上及び出席し、かつ、投票する加盟輸入国の投ずる票の七十パーセント以上（それぞれ別個に計算する。）の多数票による議決で、決定及び勧告を行う。

(2)　多数票による理事会の議決については、次の手続を適用する。

(a)　三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため多数票が得られない場合には、出席する加盟国の過半数による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。

(b)　多数票がなお得られない場合には、議案は、承認されなかったものとみなす。

(3)　加盟国は、この協定に基づく理事会の全ての決定を拘束力のあるものとして受け入れることを約束する。

第十六条　他の組織との協力

(1)　理事会は、国際連合及びその専門機関、他の適当な政府間機関並びに関連する国際機関及び地域機関との協議又は協力のための措置（この協定の目的を達成するために理事会が適当と認める財政上の措置を含む。）をとることができる。理事会は、様々な資金源を十分利用する。ただし、当該措置に基づく事業計画の実施に関し、機関は、個々の加盟国その他の主体が与える保証に係るいかなる財政上の義務も負わない。いずれの加盟国も、当該事業計画に関する他の加盟国又は主体による借入れ又は貸付けから生ずる債務について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

(2)　機関は、可能な場合には、加盟国、非加盟国及び拠出機関その他の組織から、コーヒー産業に焦点を合わせた開発事業及び開発計画に関する情報を収集することができる。機関は、適当な場合には、関係当事者の同意を得て、当該情報を加盟国及びこれらの組織に対して入手可能なものとすることができる。

第十七条　非政府機関との協力

前条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の規定の適用を妨げることなく、機関は、この協定の目的を達成するため、コーヒー産業に関連する分野において専門知識を有する適当な非政府機関及び非営利団体並びにコーヒーに関する問題についての他の専門家との間の協力的な活動を確立し、及び強化することができる。

第七章　事務局長及び職員

第十八条　事務局長及び職員

(1)　理事会は、事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、理事会が定めるものとし、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件と同等のものとする。

(2)　事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定の運用に関して自己に属する任務の遂行について責任を負う。

(3)　事務局長は、理事会の定める規則に従って、機関の職員を任命する。

(4)　事務局長及び職員は、コーヒー産業、コーヒーの取引又はコーヒーの輸送に関し、いかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

(5)　事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしないことを約束する。

第八章　財政及び運営

第十九条　財政及び運営に関する委員会

財政及び運営に関する委員会を設置する。理事会は、同委員会の構成及び権限を決定する。同委員会は、承認のため理事会に提出される機関の運営予算の作成の監督その他理事会が委任する任務（特に、収入及び支出の監視並びに機関の運営に関連する事項の監視）の遂行について責任を負う。同委員会は、理事会に対してその議事を報告する。

第二十条　会計

(1)　理事会に出席する代表団及び理事会に属する委員会に出席する代表の費用は、各自の政府が負担する。

(2)　この協定の運用に要するその他の費用は、加盟国の年次分担金（その額は、次条に定めるところにより決定される。）並びに加盟国への特定の役務並びに第三十条及び第三十二条の規定により集積される情報及び研究成果の販売による収入をもって支弁する。

(3)　機関の会計年度は、コーヒー年度と同一とする。

第二十一条　運営予算の決定及び分担金の額の決定

(1)　理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。運営予算案は、第十九条の規定に基づく財政及び運営に関する委員会による監督の下で事務局長が作成する。

(2)　各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、次のとおり計算する。

(i)　五十パーセントは、直前の四暦年間における全貿易の平均価額に基づいて計算する。

(ii)　五十パーセントは、直前の四暦年間における全貿易の平均数量に基づいて計算する。

この条の規定の適用上、「全貿易」とは、当該会計年度の運営予算が承認される時点における輸入及び輸出の合計をいう。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の分担金の額は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによって生ずる票の再配分を考慮することなく計算する。ただし、この計算は、次条(4)の規定により加盟国としての資格を停止された加盟国については、適用しない。当該加盟国の分担金の額は、当該加盟国が加盟国としての資格を停止された会計年度に限り、残余の加盟国の間で再配分する。